

# 別表 2

別表2 全国展開することとなった規制の特例措置

注) 「市町村」には、特別区を含む。

別表1 の番号	特定事業の名称	特区における規制の特例措置の内容	全部/ 一部	全国展開の実施内容	全国展開を実施する法令等	実施時期	所管省庁
201	国立大学教員等の勤務 時間内技術移転兼業事 業	地方公共団体が、その設定する特区内に存する国立大学等(人事院規則14-17に基づく国立大学及び特定試験研究機関等をいう)の国立大学教員等(人事院規則14-17に基づく国立大学教員又は研究職員をいう。以下、この欄において同じ。)が技術移転兼業を勤務時間内に行うことが必要と認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたものについて、当該国立大学教員等が技術移転兼業を行う場合において、勤務時間内兼業によらなければ技術移転事業者の事業の実施に支障が生じると認められ、かつ、勤務時間内兼業を行ったとしても公務の運営に支障が生じないと認められるときには、給与の減額を前提として割り振られた勤務時間の一部を割くことができるものとする。	一部	国立大学教員については、平成16年4月の国立大学法人化に伴い、国家公務員でなくなり、国家公務員法の適用対象から外れることから、勤務時間内技術移転兼業は、各法人の判断により行うことができる。	国立大学法人法(平成15年法律第112号) 独立行政法人国立高等専門学校機構法(平成15年法律第113号)	平成16年4月 1日施行 (措置済)	文部科学省 【人事院】
202	国立大学教員等の勤務 時間内研究成果活用兼 業事業	地方公共団体が、その設定する特区内に存する国立大学等(人事院規則14-18に基づく国立大学及び試験研究機関等をいう)の国立大学教員等(人事院規則14-18に基づく国立大学教員又は研究職員をいう。以下、この欄において同じ。)が研究成果活用兼業を勤務時間内に行うことが必要と認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたものについて、当該国立大学教員等が研究成果活用兼業を行う場合において、勤務時間内兼業によらなければ研究成果活用企業の事業の実施に支障が生じると認められ、かつ、勤務時間内兼業を行ったとしても公務の運営に支障が生じないと認められるときには、給与の減額を前提として割り振られた勤務時間の一部を割くことができるものとする。	一部	国立大学教員については、平成16年4月の国立大学法人化に伴い、国家公務員でなくなり、国家公務員法の適用対象から外れることから、勤務時間内研究成果活用兼業は、各法人の判断により行うことができる。	国立大学法人法(平成15年法律第112号) 独立行政法人国立高等専門学校機構法(平成15年法律第113号)	平成16年4月 1日施行 (措置済)	文部科学省 【人事院】
203	国立大学教員等の勤務 時間内監査役兼業事業	地方公共団体が、その設定する特区内に存する国立大学等(人事院規則14-19に基づく国立大学及び試験研究機関等をいう。以下、この表において同じ。)の国立大学教員等(人事院規則14-19に基づく国立大学教員又は研究職員をいう。以下、この欄において同じ。)が監査役兼業を勤務時間内に行うことが必要と認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたものについて、当該国立大学教員等が監査役兼業を行う場合において、勤務時間内兼業によらなければ監査役職務の遂行に支障が生じると認められ、かつ、勤務時間内兼業を行ったとしても公務の運営に支障が生じないと認められるときには、給与の減額を前提として割り振られた勤務時間の一部を割くことができるものとする。	一部	国立大学教員については、平成16年4月の国立大学法人化に伴い、国家公務員でなくなり、国家公務員法の適用対象から外れることから、勤務時間内監査役兼業は、各法人の判断により行うことができる。	国立大学法人法(平成15年法律第112号) 独立行政法人国立高等専門学校機構法(平成15年法律第113号)	平成16年4月 1日施行 (措置済)	文部科学省 【人事院】

別表1 の番号	特定事業の名称	特区における規制の特例措置の内容	全部/ 一部	全国展開の実施内容	全国展開を実施する法令等	実施時期	所管省庁
301	預金取扱金融機関による営業用不動産の有効活用事業	特区において地域の活性化のための現に有効活用したいという案件がある場合には、金融庁において特に当該事案に係る照会の優先処理を行う。	全部	事務ガイドラインの改正により、預金取扱金融機関が営業用不動産を賃貸する場合の要件の明確化を図る。	金融監督等に当たっての留意事項について(事務ガイドライン第1分冊「預金取扱い金融機関関係」)	平成15年6月30日実施(措置済)	金融庁
404	地方公共団体による専ら卸電気通信役務を提供する第一種電気通信事業	地方公共団体が専ら卸電気通信役務を提供しようとする場合において、内閣総理大臣の認定を申請しその認定を受けたときは、電気通信事業法第9条の規定に基づく事業許可を受けたものとみなし、同法第39条の5第1項の規定に基づく卸役務の提供に係る届出を不要とする。	全部	電気通信事業の許可制及び卸電気通信役務の提供に係る届出制等を廃止する。	電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律(平成15年法律第125号)	平成16年4月1日施行(措置済)	総務省
601	短期滞在査証の発給手続の簡素化事業	特区内の島嶼(日本国の領土のうち北海道本島、本州本島、四国本島、九州本島を除くものをいう。以下同じ。)を修学旅行を目的として訪問する韓国人修学旅行生及び教師その他の引率者の査証申請について、訪問先に当該島嶼が含まれ、かつ、査証申請者が修学旅行生及び引率者であることを学校側が文書にて証明する場合には、提出書類のうち住民登録証明書を不要とする。	一部	韓国人修学旅行生及び引率者たる教師について査証免除措置を行う。	平成16年4月9日付外務大臣から在外公館長宛通達	平成16年4月12日実施(措置済)	外務省
703	民間事業者等による総合保税地域における一団の土地等の所有又は管理事業	地方公共団体が、道路、港湾、空港等の交通施設の整備の状況からみて、民間事業者の能力を一層活用して総合保税地域の設置及び運営を促進することにより、貨物の流通が相当程度増進される地域と認めて申請した特区においては、地方公共団体等の出資比率要件を充足しない法人のうち構造改革特別区域計画に特定事業の実施主体として定められたものに対しても許可を行うことを可能とする。	全部	民間事業者等が総合保税地域における一団の土地等を所有又は管理する際の地方公共団体等の出資比率要件を撤廃する。	関税定率法等の一部を改正する法律(平成16年法律第15号)	平成16年4月1日施行(措置済)	財務省

別表1 の番号	特定事業の名称	特区における規制の特例措置の内容	全部/ 一部	全国展開の実施内容	全国展開を実施する法令等	実施時期	所管省庁
704	国の試験研究施設の使用手続きの迅速化事業	特区内に所在する国の試験研究施設を使用して試験、研究、試作その他産学官連携を促進する活動を行うとする国以外の者に対し、当該施設を使用させる場合については、国有財産法施行令第11条第12号に規定する財務大臣が定める場合に該当するものとし、当該施設を所管する各省各庁の長は、国有財産法第14条第7号の規定に基づく財務大臣への協議を要しないこととする。	全部	国の試験研究施設を使用して試験、研究、試作その他産学官連携を促進する活動を行うとする国以外の者に対し、当該施設を使用させる場合については、国有財産法施行令第11条第12号に規定する財務大臣が定める場合に該当するものとし、当該施設を所管する各省各庁の長は、国有財産法第14条第7号の規定に基づく財務大臣への協議を要しないこととする。	国有財産法施行令第11条第12号の規定による財務大臣が定める協議を要しない場合について「通達の一部改正等」について（平成16年4月16日付財理第1509号）	平成16年4月16日実施 （措置済）	財務省
705	国の試験研究施設の使用の容易化事業	特区内に所在する国の試験研究施設を使用して試験、研究、試作その他産学官連携を促進する活動を行うとする国以外の者に対し、当該施設の使用が産学官連携の促進に資するものであると当該施設を所管する各省各庁の長が認めるときは、昭和33年1月7日付蔵管第1号「国の庁舎等の使用又は収益を許可する場合の取扱の基準について」通達1の(9)のイにかかわらず、国以外の者による国の試験研究施設の使用を許可することができることとする。	全部	国の試験研究施設を使用して試験、研究、試作その他産学官連携を促進する活動を行うとする国以外の者に対し、当該施設を使用させる場合については、当該施設の使用が産学官連携の促進に資するものであると当該施設を所管する各省各庁の長が認めるときは、国以外の者による国の試験研究施設の使用を許可することができることとする。	国の庁舎等の使用又は収益を許可する場合の取扱の基準について「通達の一部改正等」について（平成16年4月16日付財理第1510号）	平成16年4月16日実施 （措置済）	財務省
812	校舎面積基準の引き下げによる大学院設置事業	地方公共団体が、地域の集積が高い等の特別の理由があつて、大学院の教育・研究に支障が生じないものとして、内閣総理大臣に認定を申請し、その認定を受けたときは、校舎面積を減ずることができるようにする。	全部	大学院大学について、定量的な校地面積基準を撤廃する。	学校教育法施行規則等の一部を改正する省令（平成15年文部科学省令第15号）	平成15年4月1日施行 （措置済）	文部科学省
813	国有施設等の廉価使用の拡大による研究交流促進事業	地方公共団体が、その設定する区域内に科学技術研究の中核となる国の機関が所在し、かつ、当該機関が行う特定分野に関する研究の状況が一定の条件に適合するものとして内閣総理大臣の認定を受けたときは、当該機関の試験研究施設を国以外の者が廉価使用する場合の対象範囲を拡大し、要件を緩和する。	一部	国立大学、大学共同利用機関等の法人化に伴い、国有財産法、財政法等の適用対象から外れた機関の試験研究施設の使用料及び使用要件は、各法人の判断により決定できる。	国立大学法人法（平成15年法律第112号） 独立行政法人国立病院機構法（平成14年法律第191号）	平成16年4月1日施行 （措置済）	文部科学省

別表1 の番号	特定事業の名称	特区における規制の特例措置の内容	全部/ 一部	全国展開の実施内容	全国展開を実施する法令等	実施時期	所管省庁
814	国有施設等の廉価使用の拡大による研究交流促進事業	地方公共団体が、その設定する区域内に科学技術研究の中核となる国の機関が所在し、かつ、当該機関が行う特定分野に関する研究の状況が一定の条件に適合するものとして内閣総理大臣の認定を受けたときは、当該機関の敷地を国以外の者が廉価使用する際の対象範囲を拡大し、要件を緩和する。	一部	国立大学、大学共同利用機関等の法人化に伴い、国有財産法、財政法等の適用対象から外れた機関の試験研究施設の使用料及び使用要件は、各法人の判断により決定できる。	国立大学法人法（平成15年法律第112号） 独立行政法人国立病院機構法（平成14年法律第191号）	平成16年4月1日施行 （措置済）	文部科学省
815	国有施設等の廉価使用の拡大による研究交流促進事業	地方公共団体が、本特定事業を行うものとして内閣総理大臣の認定を受けたときは、研究交流促進法第11条に掲げる要件の認定者を各省各庁の長から国の機関の長に変更し、かつ、財務大臣協議を要しないものとする。	一部	国立大学、大学共同利用機関等の法人化に伴い、国有財産法、財政法等の適用対象から外れた機関の試験研究施設等の使用手続きは、各法人の判断により決定できる。	国立大学法人法（平成15年法律第112号） 独立行政法人国立病院機構法（平成14年法律第191号）	平成16年4月1日施行 （措置済）	文部科学省
827	就学時健康診断の実施期限の延長	現行では、就学時の健康診断の実施期限は11月30日であるが、特区内の市町村から他の特区外の市町村に転居した子どもに不利益が生じないように留意しつつ、12月31日までの適切な時期とする。	全部	就学時の健康診断について11月30日までに行うことが原則であるが、通学区域の弾力的な運用を行う場合で、学校の就学時の健康診断を12月1日以降に実施することが必要であり、かつ、次の各号のいずれの条件も満たすものである場合には、12月31日までの適切な時期に実施することができるものとする。 ① 盲・聾・養護学校に就学することが適当であると認める者の氏名及び盲・聾・養護学校に就学させるべき旨の通知を12月31日までに都道府県の教育委員会が受けられること ② 12月中に他の市町村に転居する子どもについて学校保健法第4条に規定する健康診断及び同法第5条に規定する措置が適切に行われること	学校保健法施行令の一部を改正する政令（平成16年政令第142号）	平成16年4月1日施行 （措置済）	文部科学省

別表1 の番号	特定事業の名称	特区における規制の特例措置の内容	全部/ 一部	全国展開の実施内容	全国展開を実施する法令等	実施時期	所管省庁
902	島嶼部の市町村による公共職業安定所への取次ぎ事業	厚生労働大臣の定める特例の対象となる島嶼部の基準（求人・求職活動の円滑化を図ることが必要な島嶼部であって、かつ当該島嶼部のいずれかの地域（市町村）の最も人口が多い地区から、船舶、バス等公共の交通機関を利用して管轄公共職業安定所に通所する場合の往復に要する時間が通常6時間以上であること）に適合する島嶼部内の地域（市町村）が特区の認定を受けた場合、当該市町村長による公共職業安定所の求人・求職の取次ぎ事務を可能とする。	全部	左記と同様の島嶼部の基準に適合する地域を含む島嶼部を管轄する市町村長が申し出た場合には、厚生労働大臣が当該島嶼部を「公共職業安定所との交通が不便であるため当該公共職業安定所に直接求人又は求職を申し込むことが困難であると認められる地域」（職業安定法第11条第1項）として指定し、当該島嶼部を管轄する市町村長が求人及び求職の申込みを公共職業安定所に取り次ぐ事務を行うことを可能とする。	島嶼部の市町村に係る職業安定法第11条第1項の規定に基づく指定の取扱いについて（平成16年3月22日付職発第0322002号）	平成16年4月1日実施 （措置済）	厚生労働省
904	地方公共団体によるキャリア形成促進助成金の申請事務代行業	地域の特色を活かした独自の人材育成計画を有する地方公共団体において、当該地方公共団体の認定した教育訓練に係るキャリア形成促進助成金の受給に関して、事業内職業能力開発計画に基づく年間職業能力開発計画の作成や支給窓口（雇用・能力開発機構）による内容照会への対応を含む申請事務を一括して無償で代行することを可能とする。	全部	地方公共団体が地域における人材育成計画等を策定し、当該職業訓練を行う事業主と同様に、適切に事業内訓練計画の策定等を行うことが可能である場合にあっては、当該地方公共団体によるキャリア形成促進助成金の申請事務の一括無償代行を可能とする。	地方公共団体によるキャリア形成促進助成金の申請事務代行の全国化について（平成16年4月1日付能発第0401010号・第0401011号）	平成16年4月1日実施 （措置済）	厚生労働省
918	人員及び設備要件を緩和した単独型児童短期入所事業	児童短期入所事業について、管理者、医師、生活支援員又は介護職員及び調理員を配置し、居室、食堂、浴室、洗面所、便所、調理室及び洗濯室又は洗濯場を設ける場合には、実施を可能とする。	全部	単独型児童短期入所事業について、管理者、医師、生活支援員又は介護職員及び調理員を配置し、居室、食堂、浴室、洗面所、便所、調理室及び洗濯室又は洗濯場を設ける場合には、実施を可能とする。	身体障害者、知的障害者及び障害児に係る単独型短期入所事業等について（平成16年3月29日付障発第0329003号）	平成16年4月1日実施 （措置済）	厚生労働省
922	救護施設の定員要件の引下げ	社会的入院患者等の受入先を確保するため、小規模な救護施設の整備が必要とされる場合には、現行50人以上とされている救護施設の定員要件を30人以上に引き下げる。	全部	現行50人以上の人員を入所させることができる規模を有しななければならないとされている救護施設、更生施設及び宿所提供施設の規模を、30人以上の人員を入所させることができる規模とすることができることとする。	救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する最低基準の一部を改正する省令（平成16年厚生労働省令第48号）	平成16年4月1日施行 （措置済）	厚生労働省

別表1 の番号	特定事業の名称	特区における規制の特例措置の内容	全部/ 一部	全国展開の実施内容	全国展開を実施する法令等	実施時期	所管省庁
923	身体障害者短期入所事業の実施施設の拡大	身体障害者短期入所事業について、夜間に当該事業所の実情に応じた適当数の従業者を配置し、居室、浴室及び洗濯室を設けることにより、利用者に対する必要な保護を行うことが可能な場合には、身体障害者通所授産施設においても実施を可能とする。	全部	単独型身体障害者短期入所事業について、管理者、医師、生活支援員又は介護職員及び調理員を配置し、居室、食堂、浴室、洗面所、便所、調理室及び洗濯室又は洗濯場を設ける場合には、実施を可能とする。	身体障害者、知的障害者及び障害児に係る単独型短期入所事業等について(平成16年3月29日付障発第0329003号)	平成16年4月1日実施(措置済)	厚生労働省
924	人員及び設備要件を緩和した単独型知的障害者短期入所事業の容認	知的障害者短期入所事業について、管理者、医師、生活支援員又は介護職員及び調理員を配置し、居室、食堂、浴室、洗面所、便所、調理室及び洗濯室又は洗濯場を設ける場合には、実施を可能とする。	全部	単独型知的障害者短期入所事業について、管理者、医師、生活支援員又は介護職員及び調理員を配置し、居室、食堂、浴室、洗面所、便所、調理室及び洗濯室又は洗濯場を設ける場合には、実施を可能とする。	身体障害者、知的障害者及び障害児に係る単独型短期入所事業等について(平成16年3月29日付障発第0329003号)	平成16年4月1日実施(措置済)	厚生労働省
1106	不活性ガスを使用しない家庭用燃料電池発電設備導入事業	家庭用燃料電池(ただし、非常用予備電源を得る目的で施設するものを除く。)について、以下の条件に適合するものは、燃料ガスを通ずる部分が不活性ガス等で燃料ガスを置換できる構造でないものを認める。 (1)固体高分子形であること。 (2)出力10キロワット未満であること。 (3)燃料電池設備の燃料ガスを通ずる部分の燃料ガスが排除される構造であること、又は、燃料電池設備の燃料ガスに通ずる部分に密封された燃料ガスによる爆発に耐えられる構造であること。	全部	家庭用燃料電池(ただし、非常用予備電源を得る目的で施設するものを除く。)について、左記と同等の基準を満たしている場合、燃料ガスを通ずる部分が不活性ガス等で燃料ガスを置換できる構造でないものを認める。	発電用火気設備に関する技術基準を定める省令の一部を改正する省令(平成16年経済産業省令第50号)	平成16年3月31日施行(措置済)	経済産業省
1111	ジメチルエーテル試験研究施設における防爆構造を要しない電気設備設置事業	現行規定によって担保される安全性と同等の安全性が確保されるものとして認定を受けたときは、特区内の地方公共団体の長が指定するジメチルエーテル試験研究施設においては、防爆性能を有する構造でない電気設備を設置することができるようにする。	全部	経済産業大臣の特別認可制度を活用することにより、左記と同様の措置を可能とする。	液化石油ガス保安規則等の一部を改正する省令(平成16年経済産業省令第56号)	平成16年3月31日施行(措置済)	経済産業省
1113	埋設されたジメチルエーテル貯蔵設備の保安距離変更事業	現行規定によって担保される安全性と同等の安全性が確保されるものとして認定を受けたときは、特区内に設置されるジメチルエーテル貯蔵設備の保安距離を変更することができるようにする。	全部	経済産業大臣の特別認可制度を活用することにより、左記と同様の措置を可能とする。	液化石油ガス保安規則等の一部を改正する省令(平成16年経済産業省令第56号)	平成16年3月31日施行(措置済)	経済産業省

別表1 の番号	特定事業の名称	特区における規制の特例措置の内容	全部/ 一部	全国展開の実施内容	全国展開を実施する法令等	実施時期	所管省庁
1116 (1110)	水素ガススタント等の可燃性ガス製造施設の保安距離変更事業	現行規定によって担保される安全性と同等の安全性が確保されるものとして認定を受けたときは、特区内に設置される水素ガススタント等の可燃性ガスの製造施設の保安距離を変更することができるようにする。	全部	経済産業大臣の特別認可制度を活用することにより、左記と同様の措置を可能とする。	液化石油ガス保安規則等の一部を改正する省令(平成16年経済産業省令第56号)	平成16年3月31日施行(措置済)	経済産業省
1117	可燃性ガスの圧縮における含有酸素量変更事業	現行規定によって担保される安全性と同等の安全性が確保されるものとして認定を受けたときは、特区内において可燃性ガスの圧縮における含有酸素量を変更することができるようにする。	全部	経済産業大臣の特別認可制度を活用することにより、左記と同様の措置を可能とする。	液化石油ガス保安規則等の一部を改正する省令(平成16年経済産業省令第56号)	平成16年3月31日施行(措置済)	経済産業省
1118	防液堤内外における配管設置基準変更事業	現行規定によって担保される安全性と同等の安全性が確保されるものとして認定を受けたときは、特区内において防液堤内外における配管設置基準を変更することができるようにする。	全部	経済産業大臣の特別認可制度を活用することにより、左記と同様の措置を可能とする。	液化石油ガス保安規則等の一部を改正する省令(平成16年経済産業省令第56号)	平成16年3月31日施行(措置済)	経済産業省
1126	特定製造事業所の境界線までの距離変更事業	現行規定によって担保される安全性と同等の安全性が確保されるものとして認定を受けたときは、特区内に設置される特定製造事業所の高圧ガスの製造施設から事業所の境界線までの距離を変更することができるようにする。	全部	経済産業大臣の特別認可制度を活用することにより、左記と同様の措置を可能とする。	液化石油ガス保安規則等の一部を改正する省令(平成16年経済産業省令第56号)	平成16年3月31日施行(措置済)	経済産業省
1127	高圧ガス設備に係る隣接する保安区画内にある高圧ガス製造設備までの距離変更事業	現行規定によって担保される安全性と同等の安全性が確保されるものとして認定を受けたときは、特区内に設置される特定製造事業所の高圧ガス設備から隣接する保安区画内にある高圧ガス製造設備までの距離を変更することができるようにする。	全部	経済産業大臣の特別認可制度を活用することにより、左記と同様の措置を可能とする。	液化石油ガス保安規則等の一部を改正する省令(平成16年経済産業省令第56号)	平成16年3月31日施行(措置済)	経済産業省

別表1 の番号	特定事業の名称	特区における規制の特例措置の内容	全部/ 一部	全国展開の実施内容	全国展開を実施する法令等	実施時期	所管省庁
1206	NPOによるボランティア 輸送としての有償運送可 能化事業	<p>地方公共団体が、当該地域内の輸送の現状に照らしてタクシー等の公共交通機関によっては高齢者、身体障害者等移動制約者に係る十分な輸送サービスが確保できないと認めるとともに、次の条件を満たす特定非営利活動法人（以下本表中番号1206及び1207において「NPO」という。）等によるボランティア輸送における有償運送の実施管理のための当該地方公共団体を含む関係者による運営協議の場を設け、判明した問題点等について速やかに報告する体制を整えて、構造改革特別区域計画を申請し、その認定を受けた場合には、当該NPO等による道路運送法第80条第1項に基づく申請に対し、速やかに許可を行うこととする。</p> <p>1. 運送主体が、当該輸送確保について地方公共団体から具体的な協力依頼を受けた、社会福祉法人、NPO（保健、医療又は福祉の増進を図る活動を行うことを主たる目的とするものに限る。）又は地方公共団体が自ら主宰するボランティア組織であること。</p> <p>2. 運送の対象は、あらかじめ登録した会員及びその同伴者とし、会員は、要介護認定を受けている者や身体障害者等のうち単独では公共交通機関の利用が困難な移動制約者であること。また、運送の発地又は着地のいずれかが原則として当該地方公共団体の区域内にあること。</p> <p>3. 運送に使用する車両には、ボランティア輸送に係る有償運送に用いる車両であること、運賃及び料金、運転者の氏名及び自動車登録番号等について、旅客に見やすいように掲示すること。また、車いす若しくはストレッチャーのためのリフト、スロープ、寝台等の特殊な設備を設けた自動車又は回転シート、リフトアップシート等の乗降を容易にするための装置を設けた自動車であること。</p> <p>4. 運転者は、普通第2種免許を有することを基本としつつ、これによりがたい場合には、当該地域における交通の状況等を考慮して十分な能力及び経験を有していると認められること。</p> <p>5. 運送に使用する車両全てについて、対人8,000万円以上、対物200万円以上の任意保険若しくは共済に加入していること又はその計画があること。</p> <p>6. 運送の対価として収受する金額については、当該地域における一般乗用旅客自動車運送事業の上限運賃額、公共交通機関の状況等地域の特性を勘案しつつ、営利に至らない範囲において設定されるものであること。</p> <p>7. 運行管理体制が整っており、指揮命令系統が明確であるとともに、事故防止についての教育及び指導体制が整っていること、事故時の処理及び責任体制等が明確に整備されていること、使用する車両についての整備管理体制が確立されており、かつ、利用者からの苦情処理に関する体制が整備されていること。</p> <p>8. 許可を受けようとする者が、道路運送法第7条の欠格事由に該当するものでないこと。</p>	全部	<p>NPO等によるボランティア輸送における有償運送の実施管理のための地方公共団体を含む関係者による運営協議の場を設け、判明した問題点等について速やかに報告する体制を整えた場合には、当該NPO等による道路運送法第80条第1項に基づく申請に対し、速やかに許可を行うこととする。</p> <p>なお、左記1～8の許可要件については、運送主体、運送の対象等の要件を緩和する。</p>	福祉有償運送及び過疎地有償運送に係る道路運送法第80条第1項による許可の取扱いについて（平成16年3月16日付け国自旅第240号）	平成16年3月31日施行 （措置済）	国土交通省

別表1 の番号	特定事業の名称	特区における規制の特例措置の内容	全部/ 一部	全国展開の実施内容	全国展開を実施する法令等	実施時期	所管省庁
1207	交通機関空白の過疎地における有償運送可能化事業	<p>地方公共団体が、当該地域内の輸送の現状に照らしてタクシー等の公共交通機関によっては十分な住民輸送サービスが確保できないと認めるとともに、次の条件を満たすNPO等による交通機関空白の過疎地での住民輸送における有償運送の実施管理のための当該地方公共団体を含む関係者による運営協議の場を設け、判明した問題点等について速やかに報告する体制を整えて、構造改革特別区域計画を申請し、その認定を受けた場合には、当該NPO等による道路運送法第80条第1項に基づく申請に対し、速やかに許可を行うこととする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 運送主体が、当該輸送確保について地方公共団体から具体的な協力依頼を受けた、社会福祉法人、NPO(保健、医療若しくは福祉の増進を図る活動又はまちづくり)の推進を図る活動を行うことを主たる目的とするものに限る。又は地方公共団体が自ら主宰するボランティア組織であること。</li> <li>2. 運送の対象は、あらかじめ登録した会員及びその同伴者とし、会員は、当該地方公共団体の区域内に住所を有する者であること。また、運送の発地又は着地のいずれかが原則として当該地方公共団体の区域内にあること。</li> <li>3. 運送に使用する車両には、住民輸送に係る有償運送に用いる車両であること、運賃及び料金、運転者の氏名及び自動車登録番号等について、旅客に見やすいように掲示すること。</li> <li>4. 運転者は、普通第2種免許を有することを基本としつつ、これによりがたい場合には、当該地域における交通の状況等を考慮して十分な能力及び経験を有していると認められること。</li> <li>5. 運送に使用する車両全てについて、対人8,000万円以上、対物200万円以上の任意保険若しくは共済に加入していること又はその計画があること。</li> <li>6. 運送の対価として収受する金額については、当該地域における一般乗用旅客自動車運送事業の上限運賃額、公共交通機関の状況等地域の特性を勘案しつつ、営利に至らない範囲において設定されるものであること。</li> <li>7. 運営管理体制が整っており、指揮命令系統が明確であるとともに、事故防止についての教育及び指導体制が整っていること、事故時の処理及び責任体制等が明確に整備されていること、使用する車両についての整備管理体制が確立されており、かつ、利用者からの苦情処理に関する体制が整備されていること。</li> <li>8. 許可を受けようとする者が、道路運送法第7条の欠格事由に該当するものでないこと。</li> </ol>	全部	<p>NPO等によるボランティア輸送における有償運送の実施管理のための地方公共団体を含む関係者による運営協議の場を設け、判明した問題点等について速やかに報告する体制を整えた場合には、当該NPO等による道路運送法第80条第1項に基づく申請に対し、速やかに許可を行うこととする。</p> <p>なお、左記1～8の許可要件については、運送主体、運送の対象等の要件を緩和する。</p>	福祉有償運送及び過疎地有償運送に係る道路運送法第80条第1項による許可の取扱いについて(平成16年3月16日付け国自旅第240号)	平成16年3月31日施行(措置済)	国土交通省
1209	屋外広告物条例に違反した屋外広告物の除却による美観風致維持事業	<p>都道府県等が、その設定する特区の全部又は相当部分が住居専用地域、風致地区等の地域であって、屋外広告物条例に違反した屋外広告物の表示の状況等に照らし、美観風致を維持するために特に必要があると認めるとして内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、広告旗等についても簡易除却の対象とする。</p>	全部	<p>特段の地域要件を設けることなく、屋外広告物条例に違反した広告旗等について簡易除却の対象とする。</p>	屋外広告物法(昭和24年法律第189号)の一部改正を含む「景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案」を第159回国会に提出中	平成16年度秋頃施行予定	国土交通省
1213	大学の教室の天井の高さに係る建築基準の見直し	<p>学校の天井高を3.0メートル以上とする現行基準の特例を設け、大学の教室について、一般用途の場合と同様に天井高の下限を2.1メートルにまで引き下げる。</p>	全部	<p>改正前に3メートル以上とされていた大学の教室の天井の高さを2.1メートル以上にする。</p>	建築基準法施行令の一部を改正する政令(平成15年政令第423号)	平成15年9月25日施行(措置済)	国土交通省